平成２５年（フ）第２１号
福岡県京都郡みやこ町豊津987番地３
債務者　田中　康宏
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
福岡県行橋市大字今井2490番地31　今井団地２―55号
債務者　福島　昌子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
福岡県京都郡苅田町若久町２丁目１番地16
債務者　賀美　正子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
佐賀県鳥栖市養父町502番地５
債務者　西田　勝江
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
東京都武蔵野市関前２丁目24番３号増田コーポ３号棟102
債務者　永島　雅浩
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１１号
東京都武蔵野市関前２丁目24番３号増田コーポ３号棟102
債務者　永島　光子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５９号
東京都八王子市中野上町５丁目３番18号
債務者　安西　昌治
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３号
愛知県安城市安城町名広17番地　エバーグリーン２Ｂ、前住所愛知県安城市大山町１丁目11番地13　サニー・スクエア203
債務者　市川　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
愛知県みよし市三好町東山４番地43　県営東山住宅２棟401号
債務者　安藤ひでみ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
熊本県上益城郡山都町馬見原194番地８
債務者　甲斐　健二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1246番地　横町Ａ―15
債務者　石原亜由美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第８７９号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番26―1302号
債務者　北野　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０３号
横浜市旭区中白根２丁目29番６号　メゾフラットＡ101号
債務者　平敷　千枝（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９７号
北海道石狩市花川南六条１丁目51―２、住民票上の住所横浜市磯子区田中１丁目21番30―408号
債務者　山本　真司
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９８号
横浜市南区永田東１丁目12番20号　ビラ・ベルナ・イドガヤ202
債務者　井ノ浦道子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２３１号
栃木県鹿沼市府所町203番地７、開始決定時の住所栃木県鹿沼市下武子町188番地52
破産者　島田　輝彦
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係